

## 第3期

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

### 1 対象期間

令和3年1月27日（水）午後10時から  
令和3年2月8日（月）午前5時まで

### 2 対象施設

（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設）

#### ① 接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に  
該当する営業を行う店舗

#### ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

### 3 対象区域

仙台市全域（※対象区域を拡大しました）

### 4 要請内容

午前5時から午後10時までの時間短縮営業

■ 時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-3540  
受付時間 毎日 9:00～17:00